

「預金者保護法」に基づく
偽造・盗難カード等による被害補償についてのお知らせ

いつも、東京シティ信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、平成 18 年 2 月 10 日から「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」が施行されました。

法施行に先立ち、当金庫ではキャッシュカードの規定を変更いたしました。

偽造・盗難カードを用いた ATM からの不正な預金払戻し被害について原則、当金庫が補償いたします。

ただし、本人に「重大な過失」があった場合は偽造・盗難カード被害とも補償されません。

また、本人に「過失」があった場合は盗難カード被害は 75%の補償となります。

つきましては、本人の「重大な過失」、「過失」となりうる場合の具体的事例は下記のとおりです。お客さまにおかれましても日頃のカード管理についてはくれぐれもご注意ください。

お客様の「重大な過失」となりうる場合

- (1) 他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) 他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他 (1) から (3) までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

お客様の「過失」となりうる場合

- (1) 次の または に該当する場合

当金庫から生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

(2)(1)の他、次の いずれかに該当し、かつ、 のいずれかに該当する場合で、それらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

暗証番号の管理

(ア) 当金庫から生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合

(イ) 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

キャッシュカードの管理

(ア) キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

(イ) 酪てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

(3) その他(1)(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

(注)補償の対象となる期間は、被害を当金庫に通知した日から遡って原則30日までです。

(平成18年2月現在)